

「公正証書」の作成で将来を安心に 公証役場出張相談会

真庭市では市民の方を対象に、津山公証役場公証人による「公正証書」の内容や作成に関する相談会を定期開催します。

この相談会では、公正証書作成にまつわる以下のような相談ができます。

(公正証書の作成はできません)

◆離婚協議について、養育費・慰謝料などに関する相談

相談員：公証人、真庭市女性家庭相談員、くらし安全課職員

◆遺言の作成をはじめ、自分の老後や親族等の認知症・介護にまつわる財産管理のこと、任意後見制度・成年後見制度、その他「終活」の相談

相談員：公証人、真庭市地域包括支援センター相談員、高齢者支援課職員



津山公証役場から
出張相談します!!

「公正証書」ってなに？

公正証書は、話し合い等で合意された事項について、公証人が公文書として作成する証書です。証拠力が極めて高く、金銭の支払いに関する証書では強制執行を行うこともできます。

日 時：令和元年6月18日(火)
13時～・14時～・15時～
予 約：先着3組(事前予約)
場 所：久世公民館内 相談室

主催・お問い合わせ・予約申込

真庭市生活環境部くらし安全課
(生活総合相談窓口)

電話: 0867(42)1017
F A X: 0867(42)1319

★今年度は、6月、8月、11月、2月に開催する予定です。